

令和3年1月15日

日本赤十字九州国際看護大学
学生、教職員 各位

新型コロナウイルス感染症防止のための今後の本学の行動指針について

福岡県では12月末から新型コロナウイルス感染症陽性者数が大きく増加傾向にありましたが、1月13日、政府から福岡県に対し緊急事態宣言が発令されました。

発令に伴い、本学の行動指針を3制限（中）に引き上げます。

ただし、文部科学省より大学入学共通テストなどの入学試験の予定通り実施や自治体の要請等を踏まえながら面接授業と遠隔授業を効果的に活用する等、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図るよう要請されたこと、この時期は入試関係業務や学内の授業、成績判定、年度末に向けた業務など、組織的かつ計画的に遂行すべき業務が多く控えていることを勘案し、行動指針に関わらず、「授業」「教職員勤務体制」については行動指針区分2制限（小）相当の制限とします。

今後も感染予防及び感染拡大防止を図るため、「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」「身体的距離の確保」「三つの密を避ける」等の基本的な感染防止対策の徹底について、皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. 各行動について

(1) 大学構内立ち入り

不要不急な大学構内への立ち入りを自粛するよう要請しますが、以下に該当する場合は立ち入りの一部緩和を行います。

ただし、出校日時等は事前予約制とします。

※問い合わせ先：①は学務課へ電話（0940-36-9552）

②は担当教員へメール

- ①・オンライン授業の受講にあたり、ネットワーク環境や機器に支障が生じ学修の継続が困難な場合
 - ・国家試験対策のため自主学習が必要な場合
- ②・卒業・修了年次の学生で就職活動や修士論文審査など教職員への学内での相談等が必要な場合
 - ・学习上、教員の対面指導を求める場合、あるいは教員が必要と判断し学生が同意した場合
 - ・大学院生で指導教員が許可した場合

(2) 授業

スケジュール及び留意事項などに変更がある場合は、別途お知らせします。

(3) 学生の課外活動

一切の活動を禁止します。

なお、WEBを活用した活動及びコミュニケーションを禁止するものではありません。

(4) 教職員の勤務体制

感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、時差出勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。

(5) その他

- ① 都道府県をまたぐ出張については、その地域の感染状況を十分に踏まえ、出張は慎重に行う。なお、出張の際も、感染防止策を徹底すること。
- ② 海外渡航については、外務省の感染症危険情報に基づき判断し、必ず事前に申請・届を提出すること。
- ③ 健康管理表または健康管理アプリ（健康日記）による自己管理を徹底し、感染拡大防止に関する基本的な対策の1に該当する症状がある場合は登校・出勤しないこと。
- ④ 公共交通機関を利用する場合は、移動にかける時間を可能な限り短縮し、「3つの密」を回避するよう努めること。